

国民健康保険へ加入(40~74歳)の方

昭和22年4月1日から昭和57年3月31日までに生まれた方

後期高齢者医療制度へ加入(75歳以上)の方

(一定の障がいのある65歳以上の方を含む) 昭和22年3月31日までに生まれた方

健診の種類

1. **集団健診・個別医療機関健診・人間ドック・簡易脳ドック**の重複受診はできません。
2. 甲府市に住民票があり、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方が受診できます。なお、受診日に国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格を喪失している場合は、健診費用の全額が自己負担となります。

集団健診 (P9~10)

【申込先：健康保険課】

指定日に指定会場で受診する健診です。
巻末申込はがき③または甲府市ホームページ (P41 参照) から申し込む。(来庁可)
※がん検診も同時に受診できます。

個別医療機関健診 (P7~8)

【申込先：指定医療機関】

かかりつけ医等の市指定医療機関で個別に受診する健診です。
※市への申込みは不要です。
※がん検診も同時に受診できます。受診可能ながん検診は医療機関ごとに異なります。

人間ドック・簡易脳ドック (P18)

【申込先：健康保険課】

基本的な健診項目にがん検診もしくはMRI・MRAも受診する健診です。
巻末申込はがき①または甲府市ホームページ (P41 参照) から申し込む。(来庁可)

後期高齢者歯科口腔健診 (P11) 【無料】

【申込先：健康保険課】

口腔機能(かむ・飲み込むなどの口の働き)低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげることを目的とした歯科健診です。
【持ち物】 歯科口腔健診受診券(兼質問票)・保険証
※**集団健診・個別医療機関健診・人間ドック・簡易脳ドック**を申込みされた方には歯科口腔健診受診券も送付します。

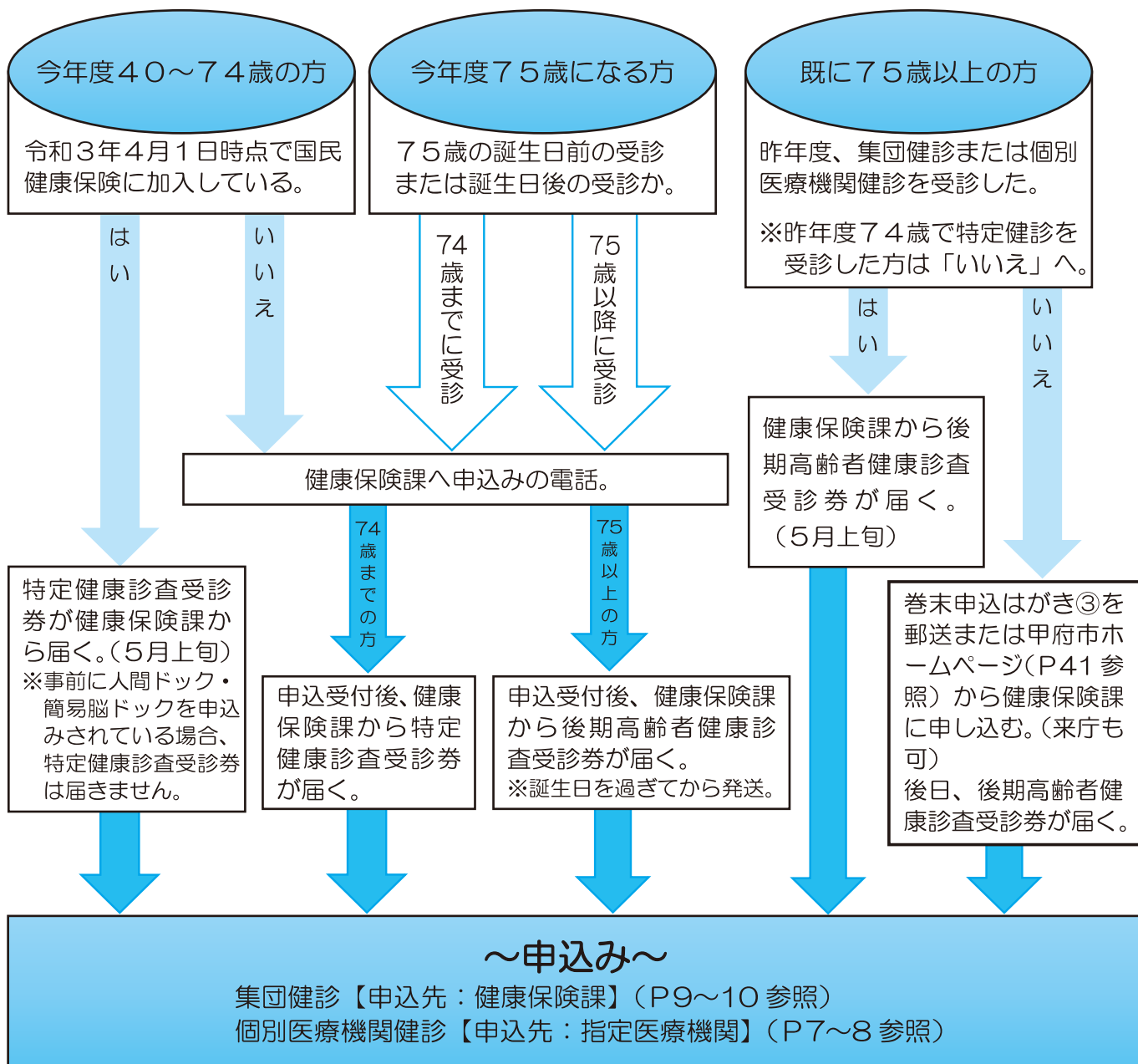
集団健診・個別医療機関健診



<p>検査内容</p>	<p>*問診・医師の診察 *身体測定(身長・体重・腹囲・BMI) *血圧測定・尿検査(糖・蛋白・潜血) *血液検査(血中脂質・肝機能・血糖・貧血・腎機能) *心電図・眼底検査 ※今年度の検査結果等の判定基準に基づき、医師の判断で実施します。</p>		
<p>自己負担金</p>	<p>【国民健康保険加入者】1,000円 ※世帯の所得状況により無料となる場合があります。 詳しくは特定健康診査受診券の記載をご確認ください。 【後期高齢者医療制度加入者】無料 ※がん検診も同時に受診できます。受診する場合は別途料金がかかります。 (P2 参照)</p>		
<p>健診当日の持ち物</p>	<table border="0"> <tr> <td> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> *特定健康診査受診券 または後期高齢者健康診査受診券 *保険証 *自己負担金 *前年度の健診結果(ある方のみ) <p>※上記のほか、必要な持ち物は健診受診前に届く健診関係書類でご確認ください。</p> </td> <td> <p>【集団健診のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> *採尿・採便したもの(ある方のみ) *コロナ問診票 *入場券(厚生連・アネシス) *履物(厚生連・アネシス) </td> </tr> </table>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> *特定健康診査受診券 または後期高齢者健康診査受診券 *保険証 *自己負担金 *前年度の健診結果(ある方のみ) <p>※上記のほか、必要な持ち物は健診受診前に届く健診関係書類でご確認ください。</p>	<p>【集団健診のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> *採尿・採便したもの(ある方のみ) *コロナ問診票 *入場券(厚生連・アネシス) *履物(厚生連・アネシス)
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> *特定健康診査受診券 または後期高齢者健康診査受診券 *保険証 *自己負担金 *前年度の健診結果(ある方のみ) <p>※上記のほか、必要な持ち物は健診受診前に届く健診関係書類でご確認ください。</p>	<p>【集団健診のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> *採尿・採便したもの(ある方のみ) *コロナ問診票 *入場券(厚生連・アネシス) *履物(厚生連・アネシス) 		

受診までの流れ

※40～74歳の方で、国民健康保険以外の保険に加入している場合は、ご加入の健康保険証発行者（保険者）にお問い合わせください。（P4 参照）



～受診～
【お願い】 マスク着用のうえ受診してください!!!

※特別養護老人ホーム等の施設入所者、病院等に長期入院している方は受診の対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】健康保険課
国民健康保険へ加入の方 ☎ 237-5373
後期高齢者医療制度へ加入の方 ☎ 237-5617